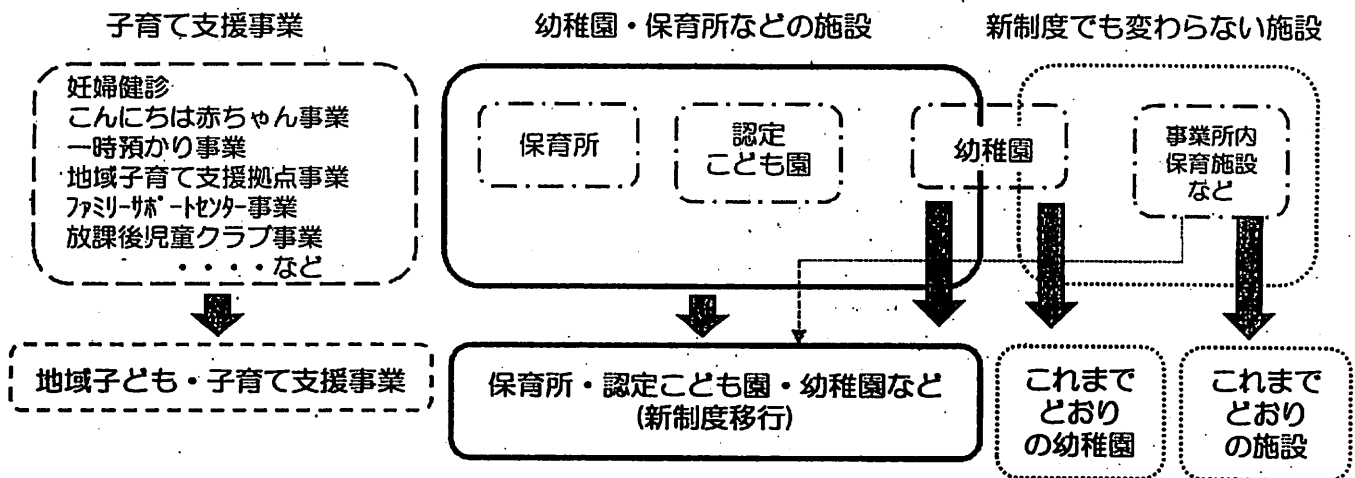


# 『子ども・子育て支援新制度』が 平成 27 年 4 月から実施予定です！！

「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴い、幼稚園(=新制度へ移行する園)、保育所や認定こども園の利用手続きが変わります。これらの施設の利用に当たっては、市の認定を受ける必要があります。

☆☆ 現在の幼稚園は、事業者の選択により、「新制度へ移行する園」と「これまでどおりの園」に分かれます。「これまでどおりの園」の利用方法は、従来と変わりませんので、各園へお問い合わせください。「新制度へ移行する園」での利用の流れは次のとおりです。☆☆

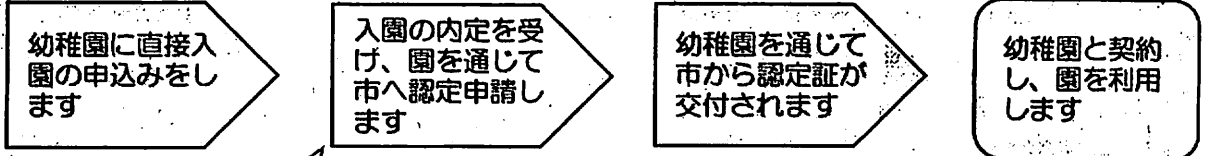
## 新制度の仕組みは？



## 新制度へ移行する幼稚園の利用方法は？

※進級時など継続利用の場合も園を通じてお知らせいたします。

新規入園の場合



### 新制度へ移行する幼稚園のポイント

利用料のほか、園により、制服や行事費、通園バス代など実費徴収もあります。よく確認しましょう！！

ポイント1

幼稚園の利用に当たり認定証が必要になります

ポイント2

市が定める利用料を幼稚園へ支払います

ポイント3

「新制度へ移行する園」では、これまでの「就園奨励費」の支給はありません。(新制度では世帯ごとの市町村民税額に応じた応能負担が導入され、課税状況に基づく利用料を園に支払います。)

利用料は、国が示している水準を上限として、今後市が定めます

必ず裏面を御覧ください

## 利用料の変更について

「新制度へ移行する園」の利用料は、国が示している水準を上限として、今後、市が定めることとなりますが、これまで国が示した内容は以下のとおりとなっています。

市が利用料を決定できるのは、国が正式決定した後となります。

### 参考

○利用者負担に関して国が定める水準は、最終的に国の平成27年度予算編成を経て決定されますが、新制度の円滑な施行に向けて、あらかじめ示されました。

○幼稚園では、これまで各園が定める一律の保育料を園へ納めていましたが、新制度では、下表(=国の仮水準表)のとおり、世帯ごとの市町村民税の課税状況による応能負担となります。今後も新制度に基づく利用料(=市が決定します)を園へ納めることは変わりませんが、これまでの「就園奨励費」の制度は関係しないため、「就園奨励費」を受けることはなくなります。

### 教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ (月額)

階層区分	推定年収	利用者負担
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税 所得割非課税世帯含む)	~270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円~	25,700円

国が現時点で示している仮水準

※第1階層を除き、市町村民税額を基に階層区分が設定されています。

※階層区分は、4月~8月は前年度分の市町村民税、9月~翌年3月は当年度分の市町村民税により決定する予定です。

※幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。

※「推定年収」は夫婦(片働き)と子ども2人世帯の場合のおおまかな目安です。  
(年少扶養控除等が廃止された現在の制度による推定)

## 一時預かり事業について

現在の「預かり(延長)保育」

…通常の教育時間外の預かり

これまで、幼稚園において、「預かり(延長)保育」が行われていますが、国は今回の新制度実施に合わせて、「新制度へ移行する園」については、新たに『一時預かり事業(幼稚園型)』という事業の創設を検討しています。

この事業は、市町村が「新制度へ移行する園」に委託して行うことが想定されており、本市においても、国から随時示されてくる制度内容を基に今後も事業化の検討を進めます。

利用料など変更が生じる場合も想定されますが、また、改めてお知らせする予定です。

【担当】小樽市福祉部 子育て支援課 保育係  
TEL 32-4111 (内線)428・304  
小樽市教育委員会 教育部 学校教育課 教育推進係  
TEL 32-4111 (内線)526

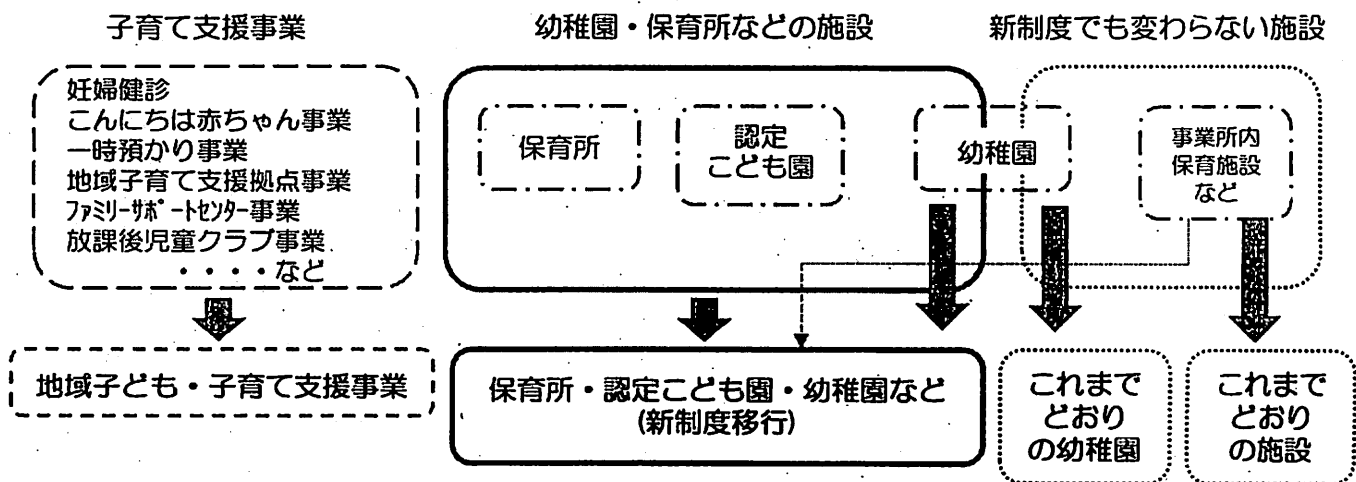
# 『子ども・子育て支援新制度』が 平成 27 年 4 月から実施予定です！！

「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴い、認定こども園の利用に当たり、あらかじめ市の認定を受ける必要が生じます。

認定に関する申請手続については、1号認定(教育標準時間)は12月以降、2・3号認定(保育時間)は1月以降を想定し、市では準備を進めていますが、園を通じて、改めてお知らせする予定です。

## 新制度の仕組みは？

※「認定こども園」は、原則として新制度への移行が図られます。



## 新制度へ移行する認定こども園の利用方法は？

※進級時など継続利用の場合も園を通じてお知らせいたします。(1号及び2・3号共通です。)

新規入園の場合

入園の申込みをします  
【申込先】  
1号：園  
2・3号：市

1号入園の内定を受け、園を通じて市へ認定申請します

1号園を通じて市から認定証が交付されます

2・3号市から認定証が交付され、定員を超える場合などは、利用調整(選考)を受けます

園と契約し園を利用します

## 新制度移行のポイント

ポイント1

園の利用に当たり認定証が必要になります

ポイント2

市が定める利用料を園へ支払います

利用料は、国が示している水準を上限として、今後市が定めます

必ず裏面を御覧ください

ポイント3

認定こども園の【幼稚園】に通園の方について、これまでの「就園奨励費」の支給はありません。(新制度では世帯ごとの市町村民税額に応じた応能負担が導入され、課税状況に基づく利用料を園に支払います。)

※【保育園】に通園の方は、現在も「就園奨励費」の制度はありません。

利用料のほか、園により、制服や行事費、通園バス代など実費徴収もあります

よく確認しましょう！！

利用料の変更について 1号認定(教育標準時間)の場合

2・3号認定(保育時間)の利用者負担は下表と異なります。改めてお知らせする予定です。

利用料は、国が示している水準を上限として、今後、市が定めることとなりますが、これまで国が示した内容は以下のとおりとなっています。

市が利用料を決定できるのは、国が正式決定した後となります。



○利用者負担に関して国が定める水準は、最終的に国の平成27年度予算編成を経て決定されますが、新制度の円滑な施行に向けて、あらかじめ示されました。

○認定こども園【幼稚園】では、これまで各園が定める一律の保育料を園へ納めていましたが、新制度では、下表(=国の仮水準表)のとおり、世帯ごとの市町村民税の課税状況による応能負担となります。今後も新制度に基づく利用料(=市が決定します)を園へ納めることは変わりませんが、これまでの「就園奨励費」の制度は関係しないため、「就園奨励費」を受けることはなくなります。

<国 資料>

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ (月額)

階層区分	推定年収	利用者負担
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税 所得割非課税世帯含む)	~270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円~	25,700円

国が現時点で示している仮水準

- ※第1階層を除き、市町村民税額を基に階層区分が設定されています。
- ※階層区分は、4月~8月は前年度分の市町村民税、9月~翌年3月は当年度分の市町村民税により決定する予定です。
- ※幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。
- ※「推定年収」は夫婦(片働き)と子ども2人世帯の場合のおおまかな目安です。(年少扶養控除等が廃止された現在の制度による推定)

一時預かり事業について 1号認定(教育標準時間)の場合

現在の「預かり(延長)保育」  
…通常の教育時間外の預かり

これまで、園において、「預かり(延長)保育」が行われていますが、国は今回の新制度実施に合わせて、新たに『一時預かり事業(幼稚園型)』という事業の創設を検討しています。

この事業は、市町村が園に委託して行うことが想定されており、本市においても、国から随時示されてくる制度内容を基に今後も事業化の検討を進めます。

利用料など変更が生じる場合も想定されますが、また、改めてお知らせする予定です。

【担 当】小樽市福祉部 子育て支援課 保育係  
TEL 32-4111 (内線)428・304  
小樽市教育委員会 教育部 学校教育課 教育推進係  
TEL 32-4111 (内線)526

# 『子ども・子育て支援新制度』が 平成 27 年 4 月から実施される予定です！！



## <子ども・子育て支援新制度とは？>

平成 24 年に「子ども・子育て関連 3 法」が公布され、その後、国では新制度実施に向けた準備を進めてきました。  
この制度は、これらの法律に基づく子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の一層の充実、大都市での待機児童の解消などを目指し、消費税率の引き上げによる財源確保を前提として、平成 27 年 4 月より制度が実施される予定です。

「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴って、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設を利用する際の手続きなどが変わります。※幼稚園では、『新制度へ移行する幼稚園』を利用する場合に新たな手続きなどが生じます。『これまでどおりの幼稚園』については、手続きなどの変更はありません。

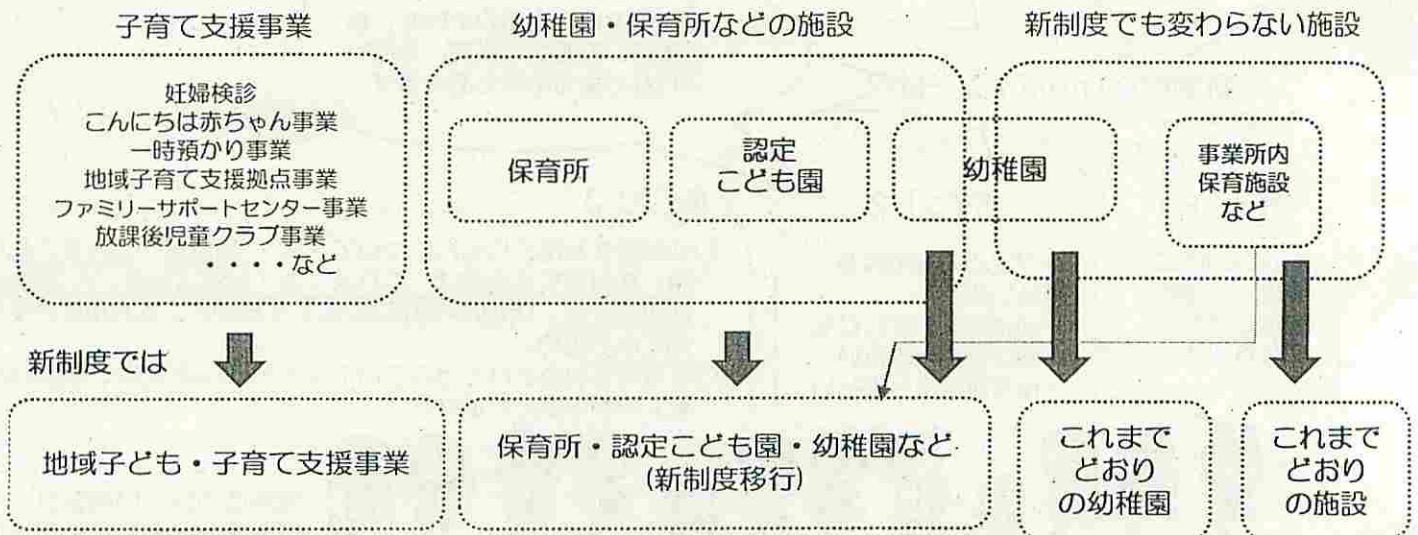
新制度の施設の利用をお考えの場合は、ぜひ御一読ください。



### 新制度の仕組みは？

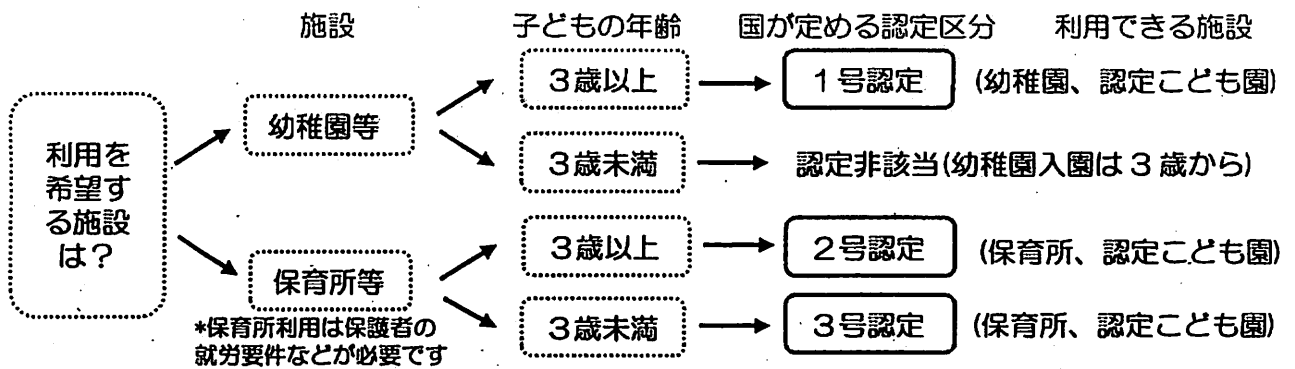
☆☆ 現在の子育て支援に関する事業や施設は  
平成 27 年 4 月以降、次のような変更が想定されています ☆ ☆

現在の幼稚園は、事業者の選択により、「新制度へ移行する園」と「これまでどおりの園」に分かれます。



必ず裏面も御覧ください

**新制度の施設を利用する場合、「支給認定証」(=市が発行)が必要になります。**

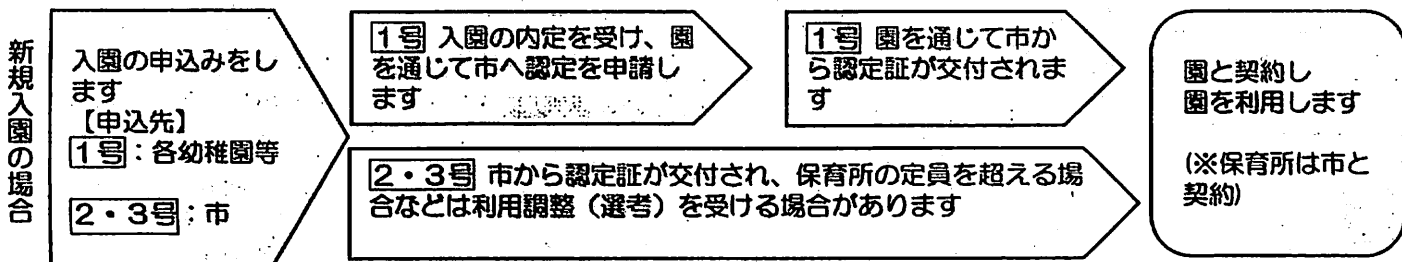


新制度では、施設の利用に当たり、事前に保護者の申請に基づき市が支給認定した後、保護者へ「支給認定証」を交付することになります。申請書類を幼稚園や保育所が取りまとめて市へ提出する方法を検討しています。『これまでどおりの幼稚園』の利用については上記の認定は不要です。従来どおり、希望先の幼稚園に直接、申込みした上で利用できます。

保育所は、保護者の就労のほか、入所できる要件が決まっています。お気軽にお尋ねください。また、新制度の幼稚園(=新制度へ移行する幼稚園)の利用料や保育所の保育料は、平成27年4月実施に向けて、決定する予定です。

**新制度の施設を利用する場合の手続きは？**

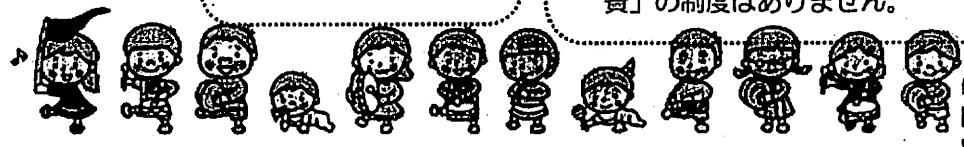
※進級時など継続利用の場合も園を通じてお知らせいたします。(1号及び2・3号共通です。)



**新制度移行のポイントは？**

幼稚園では、利用料のほか、園により、制服や行事費、通園バス代など実費徴収もあります  
よく確認しましょう！！

- ポイント1 施設の利用に当たり、支給認定証が必要になります
- ポイント2 市が定める利用料を支払います
  - 幼稚園、認定こども園は施設へ支払い
  - 保育所は市へ支払い
- ポイント3
  - 幼稚園を利用される方について・・・「新制度へ移行する幼稚園」を利用する場合は、これまでの「就園奨励費」の支給はありません。(市町村民税額に応じて市が定める利用料の支払いとなるため。)
  - 保育所を利用される方について・・・これまでも「就園奨励費」の制度はありません。



新制度の詳細内容は内閣府HPも御覧ください。

【担当】小樽市福祉部 子育て支援課 保育係 TEL 32-4111 (内線) 428・304  
子ども・子育て支援新制度について、御不明なことがありましたら、お気軽にお問合せください。